

諏訪市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施要綱の一部を改正する要綱をここに定める。

令和 8 年 3 月 26 日

諏訪市長 金子 ゆかり

## 諏訪市告示第 81 号

### 諏訪市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施要綱（平成 26 年諏訪市告示第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「3,000 円」を「4,300 円」に改め、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「で予防接種を受けた者」を「が予防接種を受けたとき」に、「から 8,000 円を控除した額を負担する」を「の負担を要しない」に改め、同項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 予防接種を受けた者であって、当該年度分の市町村民税非課税世帯に属するものは、接種費用から 11,300 円を控除した額を負担するものとする。

第 6 条第 2 項中「前条第 1 項及び第 2 項」を「前条」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### （経過措置）

2 この告示による改正後の諏訪市高齢者肺炎球菌感染症予防接種実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施される予防接種に係る手続について適用し、同日前に実施した予防接種に係る手続については、なお従前の例による。